

申10号

「安全で働きがいのある職場の実現」に関する申し入れ 本日提出!

これまで「安全で働きがいのある職場の実現」に向けて、36協定違反の根絶はもとより、
超過勤務の削減や適正な労働時間管理、社員の健康管理等の重要性を労使の共通認識として
取り組んできました。

「現業機関における柔軟な働き方の実現について」や「変革2027の実現に向けた組織の
再編」施策において、職場における考え方や業務の変化が進められている中で、労働時間管
理を法令に則り徹底し、社員が安全で働きがいを持てる職場の体制が求められます。

そのためには、労使がより真摯に議論を行うことが重要であり、協定締結の当事者となる過半数代表者の選出
も適正な手続きによって行うことが重要であると考えます。

しかし、お客さまの動向がコロナ禍前に戻りつつあり業務量が増加している中、職場によっては長時間労働
の常態化や「融合と連携」により多様な業務を限られた要員で回さざるを得ない実態など、要員不足による事
象が見受けられます。また過半数代表者の選出においては公正・公平とは言えない事象が報告されています。
将来に向けてコンプライアンスを遵守し、そして安全で働きがいのある職場をつくり上げていくために、下記
のとおり申し入れしました!



1. 2023年度4月～3月の企画部門及び現業機関における職場毎の
超勤実態、年次有給休暇の取得率及び就業規則第75条第3項に
定める会社による年次有給休暇の取得実績を明らかにすること。

2. 2024年度新規採用者の首都圏配属数及び支社内配属数を系統別に明らかにすること。

3. 要員需給バランスを考慮し、正常な業務運営が行える要員体制を確立すること。

4. 年次有給休暇の申請に基づき、適正に付与すること。

5. 安全衛生委員会の審議事項及び産業医が出席した実績を明らかにすること。

6. 過半数代表者を選出するにあたり、公正公平な選挙手続きを行うこと。



安全で働きがいのある職場をつくり出すために、
J R 東 労 組 に 結 集 し よ う !